

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限

	(平成 9年 8月 1 1日公正取引委員会告示第54号)
制 定	昭和59年 9月 1 3日公正取引委員会告示第25号
全部変更	平成 3年 1 1月 2 1日公正取引委員会告示第31号
全部変更	平成 9年 8月 1 1日公正取引委員会告示第54号
変 更	平成10年 1 1月 1 6日公正取引委員会告示第18号
変 更	平成12年 3月 3 1日公正取引委員会告示第 8号
変 更	平成17年 3月 2 9日公正取引委員会告示第 4号
変 更	平成18年 3月 3 1日公正取引委員会告示第 6号
変 更	平成18年 1 1月 1日公正取引委員会告示第36号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限（平成三年公正取引委員会告示第三十一号）の全部を次のとおり変更する。

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限

医療用医薬品の製造又は販売を業とする者、医療機器の製造又は販売を業とする者及び衛生検査を行うことを業とする者は、医療機関等に対し、医療用医薬品、医療機器又は衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

備考

- 1 この告示で「医療用医薬品」とは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 2 この告示で「医療機器」とは、薬事法第二条第四項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 3 この告示で「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検査をいう。
- 4 この告示で「医療機関等」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設、薬事法第二条第十一項に規定する薬局その他医療を行うもの及び衛生検査を委託するもの（これらの役員、医療担当者その他の従業員を含む。）をいう。